

監査公表第 8 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 26 年 6 月 5 日

彦根市監査委員 内 堀 喜代治  
彦根市監査委員 小 川 喜三郎

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 26 年 5 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
5 月 8 日	商工課 農林水産課
5 月 14 日	危機管理室 総務課 公有財産管理室
5 月 29 日	人事課 清掃センター

2 監査の方法

各所属とも、平成 25 年度(平成 26 年 3 月末日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

### 3 監査の結果

農林水産課における未収金については、解消に向け努力をされているが、引き続き縮減に努められたい。

総務課および清掃センターにおける資金前渡金については、精算時期を逸したものであるので、彦根市財務規則に基づき速やかに精算されたい。

人事課においては、労働時間の短縮に取り組むため、「超過勤務の縮減に関する指針」を作成しているが、単に文書で通知をするだけでなく、各所属における超過勤務の運用が適正になされているか把握し、「指針」がより実効性のあるものとなるよう努められたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

#### 付 記

上記のうち5月19日までの監査事項については、監査委員小川喜三郎の前任である渡辺史郎氏（平成26年5月19日退任）が執行に関与したものである。